

平成 21 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 ビリングシステム株式会社
代表者名 代表取締役 江田 敏彦
(コード番号：3623)
問 合 せ 先 取 締 役 業 務 管 理 部 長
住 原 智 彦
(TEL. 03-5405-8671)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 24 日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款の一部変更」を平成 21 年 3 月 26 日に開催予定の当社定時株主総会へ付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、当社の事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他の所要の変更を行うものであります。
- (3) また、本定款に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです（変更附則案附則第 1 条及び第 2 条）
- (4) 株主の皆様の権利行使に関する手続きを株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、現行定款第 10 条において所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 3 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 26 日

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 <u>企業間取引における決済機能の基礎研究、システム開発</u></p> <p>2 <u>電子商取引の決済に関連するコンサルティング</u></p> <p>3 <u>電子商取引の決済に関連するシステム機能の提供および業務の代行</u></p> <p>4 (条文省略)</p> <p>5 <u>電子商取引の決済に関連するシステムの販売、および運營業務、保守業務</u></p> <p>6 <u>電子商取引の決済に関連する機器の販売および運用業務、保守業務</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (条文省略)</p> <p>8 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 決済機能の基礎研究、システム開発</p> <p>2 決済に関連するコンサルティング</p> <p>3 決済に関連するシステム機能の提供および業務の代行</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>コンピュータシステムの販売、および運營業務、保守業務</u></p> <p>6 <u>ソフトウェア、電子機器の販売および保守業務</u></p> <p>7 <u>環境ビジネスに関連するコンサルティング</u></p> <p>8 <u>環境ビジネスに関連するエネルギー管理にかかるシステム機能の提供およびエネルギー管理業務の代行</u></p> <p>9 <u>温室効果ガスの排出権の売買</u></p> <p>10 (現行どおり)</p> <p>11 (現行どおり)</p>
第3条～第6条 (条文省略)	第3条～第6条 (現行どおり)
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p>	(削除)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社におい</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条(現行どおり)</p> <p>2(現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

てはこれを取扱わない。	
現行定款	変更案
(株式取扱規程) 第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第 9 条 当会社の株主権行使の <u>手続</u> その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第 11 条 ~ 13 条 (条文省略)	第 10 条 ~ 第 12 条 (現行どおり)
(決議の方法) 第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。 2 (条文省略)	(決議の方法) 第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 (現行どおり)
第 15 条 ~ 第 44 条 (条文省略)	第 14 条 ~ 第 43 条 (現行どおり)
(新設)	附則 第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
(新設)	第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。

以上